

八潮監告示第3号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、八潮市長から平成30年度定期監査（部監査）の結果に係る措置状況の報告があったため、別紙のとおり公表する。

平成31年2月7日

八潮市監査委員 原 寿 基

八潮市監査委員 服 部 清 二

八潮総収第950号  
平成31年2月5日

八潮市監査委員 原 寿 基 様  
八潮市監査委員 服 部 清 二 様

八潮市長 大 山 忍

平成30年度定期監査（部監査）の指摘事項について（通知）

平成31年1月24日付け八潮監発第112号により提出された平成30年度定期監査（部監査）の指摘事項について、下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第12項の規定に基づき通知します。

## 記

### 1 指摘事項

#### 1 臨時職員の賃金について

- ・通勤手当分について、出勤簿の集計誤りにより、支給額を誤っているものが認められた。（八潮メセナ）
- ・賃金について、出勤簿への年次有給休暇の記入漏れにより、支給額を誤っているものが認められた。（八潮メセナ）
- ・賃金について、時間外勤務における割増賃金の計算漏れにより、支給額を誤っているものが認められた。（スポーツ振興課）
- ・賃金について、1週間の勤務時間が38時間45分を超過した分の割増賃金の計算漏れにより、支給額を誤っているものが認められた。  
(スポーツ振興課)

#### 2 職員の時間外勤務手当

- ・週休日の振替による25/100の時間外勤務手当の支給額を誤っているものが認められた。（八潮メセナ、都市農業課）

### 2 措置内容

別紙「平成30年度定期監査（部監査）措置事項報告書」のとおり

平成30年度定期監査（部監査）措置事項報告書

指摘事項	措置状況
<p>1 臨時職員の賃金について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通勤手当分について、出勤簿の集計誤りにより、支給額を誤っているものが認められた。（八潮メセナ）</li>   <li>・賃金について、出勤簿への年次有給休暇の記入漏れにより、支給額を誤っているものが認められた。 （八潮メセナ）</li>   <li>・賃金について、時間外勤務における割増賃金の計算漏れにより、支給額を誤っているものが認められた。 （スポーツ振興課）</li> </ul>	<p>1 臨時職員の賃金について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出勤簿及び年次有給休暇簿を再度確認し、2月15日に支給する通勤手当を調整し、適正な事務処理を行います。 今後につきましては、賃金計算を行う際に、シフト表、出勤簿及び有給休暇簿の確認を複数の職員で行い、再発防止に努めます。 （市民協働推進課）</li>   <li>・出勤簿及び年次有給休暇簿を再度確認し、2月15日に支給する賃金を調整し、適正な支払事務を行います。 今後につきましては、賃金計算を行う際に、シフト表、出勤簿及び有給休暇簿の確認を複数の職員で行い、再発防止に努めます。 （市民協働推進課）</li>   <li>・出勤簿を再度確認し、2月5日付で遅延利息とともに支払い手続きをしました。 今後につきましては、出勤簿への記入を二段書きにするなど明確にし、確認を複数の職員で行い再発防止に努めます。（スポーツ振興課）</li> </ul>

・賃金について、1週間の勤務時間が38時間45分を超過した分の割増賃金の計算漏れにより、支給額を誤っているものが認められた。

(スポーツ振興課)

## 2 職員の時間外勤務手当

・週休日の振替による25/100の時間外勤務手当の支給額を誤っているものが認められた。

(八潮メセナ、都市農業課)

・出勤簿を再度確認し、2月5日付で遅延利息とともに支払い手続きをしました。

今後につきましては、週の勤務時間を関係課と調整し、38時間45分を超過しないよう、シフトを組み、出勤簿の確認を複数の職員で行い、再発防止に努めます。

(スポーツ振興課)

## 2 職員の時間外勤務手当

・指摘された事項については、2月に支給される給与を調整し、適正な事務処理を行います。今後、週休日の振替を行う場合は、その週の勤務時間を必ず集計し、適正に請求するよう周知徹底します。

(市民協働推進課)

・適正な請求手続きを行いました。同様のミスが生じないように、課内全職員に周知し、適正な事務処理に努めます。

(都市農業課)